平成２１年（フ）第１７１９５号
東京都福生市大字福生876―13―303
債務者　植村　祥之
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２２３号
東京都品川区大井４丁目18―23―11
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５号
島根県益田市昭和町９番33号
債務者　小林　謙介
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第４９号
島根県鹿足郡津和野町中山1489番地
債務者　中野　勝則
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第４５８号
青森市浪打２丁目８番16号下山ふさゑ方
債務者　鹿内　稚子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
長崎県佐世保市天神５丁目６番20号　天神第２ハイツ、旧住所長崎県佐世保市十郎新町８番２号Ｂ－６－102
債務者　川口　広美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
長崎県佐世保市大塔町636番地１コーポ原202、旧住所長崎県佐世保市横尾町2440番地
債務者　山北　賢一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
長崎県佐世保市もみじが丘町43番地Ｂ棟608号
債務者　吉田　静穂
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
愛知県豊橋市小向町北小向95番地―Ｂ
債務者　小林富美恵
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第３５号
栃木県芳賀郡益子町大字前沢214番地２
破産者　有限会社三宅総合設備工業
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第１１号
群馬県吾妻郡中之条町大字赤坂158番地
破産者　株式会社牛木製作所
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７４号
千葉県袖ケ浦市蔵波2650番地の２
破産者　在原電機株式会社
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第７５号
千葉県袖ケ浦市蔵波2751番地１
破産者　在原　行夫
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第９３２７号
東京都中央区日本橋兜町９－５Ａ－１兜町1011
破産者　ベストトレード株式会社
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３２８号
埼玉県春日部市粕壁東６丁目19－６
破産者　上平　泰展
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３２９号
東京都江東区永代２丁目１－４－201
破産者　富吉　好明
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３９４７号
愛知県海部郡美和町大字篠田字東苗田19番地１　ラ・エスペランサ２番館４Ｈ
破産者　加藤　久典
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部